

令和4年度（2022年度）吹田市地域活動支援センターⅢ型業務委託事業受託法人審査基準

第1 目的

吹田市地域活動支援センターⅢ型業務委託事業者の公募により、吹田市内に1箇所設置する地域活動支援センターⅢ型（以下、「地活Ⅲ型」という。）の受託法人を適正に選定するため、審査項目、審査基準、配点を定めるものとする。

第2 受託法人の選定方法

- 1 公募型プロポーザル方式により選定を行う。
- 2 定められた期間内に不備なく申請書類等を提出した応募者に対して、吹田市地域活動支援センター業務委託事業者等選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、総合的に判断し選定する。
- 3 すべての応募法人の中から、選定委員会において次の(1)～(5)の方法に基づき、受託候補者を決定する。最優秀提案事業者が辞退した場合等においては、他の提案事業者から繰り上げて受託候補者とする。
 - (1) 選定委員会の出席委員ごとの採点合計の順位において、1位の獲得数が最も多い法人から順位を決定する。同点の場合は同順位とする。
(例：A法人100点、B法人100点、C法人95点の場合は、A・B両法人とも1位、C法人は2位とする。)
 - (2) 出席委員の1位の獲得数が同数の場合、出席委員による1位の合計点数の最も高い法人から順位を決定する。
 - (3) 出席委員による1位の合計点数が同数の場合、当該法人だけを対象に、出席委員による2位以下の順位の合計点の最も高い法人から順位を決定する。
 - (4) それでも同点となった場合は、対象となる法人に1位を付けた委員以外の委員の順位により、2位の獲得数が最も多い法人を優先する。また、2位の獲得数が同数の場合は、対象法人に1位及び2位を付けた選定委員以外の委員の順位により、3位の最も獲得数が多い法人を優先とする。以下同様に繰り返す。
 - (5) (1)から(4)までの手順でも優劣がつかない場合は、対象の法人について、吹田市地域活動支援センター業務委託事業者選定等委員会規則第5条第3項の規定に基づき、選定委員会において、各選定委員の審査項目ごとの採点結果の集計表（委員名は匿名）を基に協議して2つの法人を選択した上で、多数決（挙手制）の方法により出席委員の過半数で決す。可否同数のときは、委員長（議長）の決するところによる。

【例1】1位の合計点数で判断 ※3(2)の例

(単位：点)

	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	1位合計
A法人	2位 (85)	1位 (92)	1位 (90)	2位 (75)	1位 (96)	278
B法人	1位 (95)	2位 (79)	1位 (90)	1位 (92)	3位 (79)	277
C法人	3位 (80)	3位 (76)	2位 (89)	3位 (68)	2位 (82)	—

A法人の1位の合計点は278点、B法人1位の合計点は277点であるため、A法人優先1、B法人が優先2、C法人が優先3となる。

【例2】2位以下の順位の合計点で判断 ※3(3)の例

(単位：点)

	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	1位合計	2位以下合計
A法人	2位 (85)	1位 (92)	1位 (90)	2位 (75)	1位 (95)	277	160
B法人	1位 (95)	2位 (79)	1位 (90)	1位 (92)	3位 (79)	277	158
C法人	3位 (80)	3位 (76)	2位 (89)	3位 (68)	2位 (82)	—	—

A法人とB法人の1位の獲得数が同数、1位の合計点が同数のため、両法人について2位以下の順位の合計点で判断した結果、A法人優先1、B法人が優先2、C法人が優先3となる。

【例3】1位を付けた委員以外の委員の順位 ※3(4)の例

(単位：点)

	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5	合計	2位獲得数
A法人	2位 (85)	1位 (92)	1位 (90)	2位 (75)	1位 (95)	435	2
B法人	1位 (95)	2位 (79)	1位 (90)	1位 (92)	3位 (81)	435	1
C法人	3位 (80)	3位 (76)	2位 (89)	3位 (68)	2位 (82)	395	—

A法人とB法人の1位の獲得数、1位の合計点、2位以下の合計点が同じである場合、対象となる法人に1位を付けた委員以外の委員の順位により、2位の獲得数で判断した結果A法人優先1、B法人が優先2、C法人が優先3となる。

第3 審査基準

- 1 選定委員会の出席委員ごとに、各審査項目（①～⑮）について評価及び採点を行う。
- 2 評価・採点は、審査項目（①～⑮）ごとに、下記の評価・採点基準に従い、評価結果（A～E）を付ける。

【評価・採点基準】

評価内容	10点満点	5点満点
A 特に優れている	10点	5点
B 優れている	8点	4点
C 普通	5点	3点
D やや劣っている	2点	2点
E 劣っている	0点	0点

- 3 以下のいずれかに該当する法人については選定対象としない。
 - (1) 全出席委員の採点平均が55点未満の場合
 - (2) 同じ審査項目（①～⑮）について、0点を付けた委員が複数名（2名以上）いる場合
- 4 プレゼンテーション実施までに、各選定委員は、書類審査で仮の採点を行い、終了後本採点を付け、受託法人を選定する。
- 5 評価・採点については、次ページの表に記載している審査項目・審査ポイント・配点を参照に判断する。

審査項目		審査ポイント	該当様式	配点	
1	法人の概要等	① 応募理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募の理由が適切か。 ・ 応募する地域を選んだ理由は明確か。 	第6号の1	10
		② 法人の運営理念、事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の運営理念、事業概要から、障がい者の尊厳の視点が感じられるか。 	第4号 第6号の1	5
		③ 法人の運営実績 (障がい福祉事業等の実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を適切に履行できる実績があるか。また、類似事業で良好な実績があり、その知識、ノウハウ、経験等を十分生かせることが期待できるか。現に、障害福祉事業等(社会福祉事業、障害福祉事業等)を良好に運営している法人であるか。 	第4号 第6号の1	5
		④ 法人の安定性・継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設運営については、無理のない収支見込みがあり、安定及び継続して経営が見込まれるか。 	法人の財務状況に関する書類 第6号の1 第7号	5
2	地活Ⅲ型の運営方針	⑤ 運営における公平性・中立性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営経費については、公費を投入している意義を理解し、公平性、中立性を確保できる視点はありますか。 ・ 公益性の高い開かれた施設であることを認識した事業運営の視点があるか。 	第6号の2	10
		⑥ センターの設置場所 (第1-(6)-2~4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置するブロックに選定根拠の妥当性 ・ 障がい者に対して配慮し、相談支援事業の実施に適切な場所(事務所)が確保されているか。 	第6号の2	5
		⑦ 職員の配置(職員の確保)、チームアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ・ センターを運営・管理するに当たり一定の知識や経験を有する職員等の人材確保により、事業を適正かつ確実に実施する体制は整っているか。 ・ 共通の認識を持ち、問題解決にあたる視点はありますか。 	第6号の2 第8号	5
		⑧ 職員の資質及び経験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導員または指導員予定者は、障害福祉事業等に熱意と理解のある者で、障がい者を取り巻く環境の配慮等を認識し、適切に支援が可能か。 	第6号の2	5
		⑨ 職員の資質向上の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材の育成や支援について検討しており、職員に対する研修体制等を充実し、本事業を安定して遂行できるか。 	第6号の2	5
		⑩ 苦情受付の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情解決の仕組みを持っている。 ・ 苦情に対し迅速な対応、処理を行うとともに、対応の振り返りや業務の是正についての視点があるか。 	第6号の2	5
		⑪ 個人情報保護に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護、守秘義務の正しい理解と適切な取扱いができるか。 ・ 情報セキュリティに関する組織的な取組みや個人情報の管理体制は整っているか。 	第6号の2	5
3	地活Ⅲ型の事業内容	⑫ 創作的活動・生産活動の機会の提供に関する手法(プログラム等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいによって就労が困難な人に対し、就労に向けての支援に資する内容となっているか。 ・ 具体的で実現性の高い手法か。 	第6号の2	10
		⑬ 相談支援について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の相談に応じ、必要な情報(就労支援・生活支援・地域資源等)の提供や助言をするための手法はあるか。 	第6号の2	10
		⑭ 障がい者等の居場所の確保に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活の充実を図り、地域社会との交流の機会の場としての機能を果たすことができるか。 	第6号の2	10
4	その他	⑮ プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営内容をわかりやすく適切に熱意を持って説明を行っているか。 ・ 質問に対する応答は迅速かつ適切か。 	—	5
合計				100	